

「戸籍の氏名の振り仮名記載対応業務」に係る公募型プロポーザル募集要領

戸籍の氏名の振り仮名記載対応業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式で受注候補者を選定するため、募集要領を定める。

1 業務概要

(1) 業務名

戸籍の氏名の振り仮名記載対応業務

(2) 目的

戸籍の氏名の振り仮名記載対応業務を委託することにより、当該業務の効率的な処理を図り、市民サービスの向上及び経費の縮減を図る。

(3) 業務内容

①届書の窓口受付業務

ア 氏の振り仮名の届及び名の振り仮名の届の受付を行う。

②届書の入力・スキャン業務

ア 氏の振り仮名の届及び名の振り仮名の届の入力業務

窓口で受理された届書、マイナポータル及び郵送で届け出られた届書、他市区町村から通知又は郵送された届書について、戸籍システム上での入力作業を行う。

イ 届書のスキャン業務

本市による決裁が完了した届書をスキャンし、届書等情報を登録する。届書は受領日毎に整理し、保管する。

③コールセンター業務

ア 戸籍の氏名の振り仮名記載に関する問合せ対応を行う。

(4) 業務の前提（令和7年5月1日時点）

①本籍数 124,028戸籍

②本籍人口数 285,170人

③振り仮名の通知書発送通数（予定） 約151,000通

(5) 業務場所

呉市役所本庁舎1階市民窓口課

(6) 委託期間

令和7年8月1日から令和8年3月31日まで

(7) 提案上限額

26,551千円（消費税及び地方消費税額を含む。）

※上記金額は、消費税率10パーセントで算出しており、契約期間中に税率の変更があった場合は、本市と協議の上調整を行う。

※提案上限額を超えた提案は受け付けない。

※提案上限額は、本仕様書の記載内容を実現するために必要な全ての経費とする。

※本業務の支払方法については、完了払いとする。

2 参加資格要件

次の要件をすべて満たす者（ただし、参加資格確認後であっても、契約までの期間中に要件に該当しないことが明らかになった場合は失格とする。）

- （１） 法人であること。
- （２） 本市の「令和 7～10 年度入札参加等有資格者名簿」の「入札参加等希望品目・業種表」の分類「080 データ処理・入力」「083 受付・案内」に登録されていること。
- （３） 呉市入札参加資格者指名停止要綱（平成 9 年 4 月 1 日実施）に基づく指名停止を受けていないこと。
- （４） 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づき、更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされていないこと。
- （５） 消費税及び地方消費税並びに本市と直接取引をする本店、支店、営業所等の所在地の市町村税、法人税の滞納がないこと。
- （６） 代表者又は役員が、呉市暴力団排除条例（平成 24 年呉市条例第 1 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等でないこと。
- （７） 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認定した認証機関が認証する情報セキュリティマネジメントシステム（ISO 27001）又はプライバシーマークを取得していること。

3 参加意向申出書等の提出及び資格審査

プロポーザルに参加意志のある場合は、次のとおり書類を提出すること。

- （１） 参加意向申出に係る提出書類
 - ①参加意向申出書【様式 1】
 - ②情報セキュリティマネジメントシステム（ISO 27001）、又はプライバシーマークを取得していることが確認できる書類の写し
- （２） 提出先
「8 問合せ先」に記載する窓口
- （３） 提出方法
持参又は郵送（送受履歴が追跡可能な方法に限る。）
持参による受付は、閉庁日を除く 9 時から 17 時までとする。なお、電話連絡の上、持参すること。
- （４） 提出期限
令和 7 年 6 月 27 日（金） 17 時まで ※郵送の場合は同日必着
- （５） 資格審査
参加資格要件を満たしているかの確認を行い、資格確認結果通知をする。
- （６） 参加辞退
参加申込関係書類の提出後に辞退する場合は、提案書の提出期限までに、必ず辞退届（任意様式）を書面で提出すること。

4 質疑・回答

質疑がある場合は、【様式2「質問書」】を市民窓口課戸籍グループ宛にFAX又はE-mailのいずれかで提出すること。

令和7年6月16日(月)17時を期限とする。回答は、令和7年6月20日(金)までに本市のホームページに掲載する。

5 企画提案書作成要領

参加資格確認結果通知により参加資格を有すると認められた者は、企画提案書を提出すること。

(1) 企画提案書

①提出する書類は、提案者名を記載した正本1部、提案者名（略称やロゴマーク等を含む）を記載していない副本7部とする。また、正本と副本のデータをPDFファイルに変換し、CD-R又はDVD-Rにて提出すること。

②提案書の構成及び規格等は次のとおりとすること。

提案書の構成	規格及び制限枚数	様式
提案書送付書	A4（縦）1枚	任意
表紙	A4（縦）1枚	【様式3】のとおり
会社概要（正本のみ）	A4（縦）1枚	【様式4】のとおり
1 業務実績（契約書の写しを添付）	A4、30ページまでで、2穴ファイル等に編冊すること。 （縦横問わず。A3の折り込みも可。この場合、A4・2ページ分として数える）	【様式5】のとおり
2 実施体制		任意
3 業務内容		
4 応対・接遇		
5 個人情報保護		
6 提案価格		【様式6】のとおり
7 独自性		任意

(2) 企画提案書の補足資料

①会社独自に作成した会社概要や企画提案書の補足のための資料を作成することは可とする。

②補足資料を提出する場合は、企画提案書とは別綴りとし、8部提出すること。

③補足資料の構成は自由とするが、パンフレットや製本されたもの等以外は、サイズはA4（A3の折り込み可）とする。

(3) 情報非公開希望申立書【様式7】

①提出書類は呉市情報公開条例に基づく公開請求があった場合には、対象文書として原則公開することとなる。しかしながら、事業を営む上で、権利、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認めるに足りる合理的な理由がある情報は、同条例第9条第1項第3号の規定により非公開とできる場合がある。企画提案書（補足資料がある場合は当該補足資料を含む）において、当該規定適用により非公開とすることを希望する部分について、情報非公開希望申立書により、該当部分と、公開により正当な利益を害すると認め

られるに足る具体的な理由を明示すること。（ただし、本市の検討の結果、公開となる場合もある。）

②非公開を希望する部分が無い場合でも、その旨を記載し、申立書を必ず提出すること。

③提出部数は1部とする。

(4) 提出先

「8 問合せ先」に記載する窓口

(5) 提出方法

持参又は郵送（送受履歴が追跡可能な方法に限る。）

持参による受付は、閉庁日を除く9時から17時までとする。なお、電話連絡の上、持参すること。

6 優先交渉権者の選定方法

(1) 評価方法

提案書等の評価については、戸籍の氏名の振り仮名記載対応業務プロポーザル選定委員会が次の評価項目に沿って、提案書の内容及びプレゼンテーションにより評価を行う。ただし、4者を超える提案者があった場合は、評価基準の審査項目について事前審査を行い、上位4者によるプレゼンテーションを行うものとする。事前審査結果については上位4者へのプレゼンテーションの通知とあわせて令和7年7月15日（火）17時までに市より電子メールにて通知する。

審査項目		審査の視点	配点
1	業務実績	仕様書記載の業務について、呉市と同等以上規模の他自治体における類似業務の受注実績があるか	20
2	実施体制	本業務を確実に遂行するための適切な人員・設備及び対応策が整っているか。人員の地元雇用を積極的に行っているか。	20
3	業務内容	戸籍の氏名の振り仮名記載制度に加え、戸籍法等の各種法令やマイナポータルの活用に係るノウハウ及び知見を有し、本業務の趣旨及び実施内容を十分に理解しているか。	30
4	応対・接遇	多様な年齢層からの相談、問い合わせに対し、親切丁寧な対応を行うことができる体制が整っているか。	20
5	個人情報保護	戸籍・住民票等における個人情報の管理・保全に係る研修や情報セキュリティ対策がなされているか。	20
6	提案価格	業務内容に対して、具体的かつ合理的・経済的な見積金額となっているか。	10
7	独自性	提案者の独自のノウハウや先進的な提案により本業務を効率的に運用し、職員負担の軽減、届出の簡素化や待ち時間の短縮など市民サービスの向上を図ることがで	30

		きるか。	
			150

(2) プレゼンテーション

提案者は、次に示すプレゼンテーションを行う。

①日時及び場所

令和7年7月22日（火）から同月25日（金）までの間で指定する日時とし、決定次第日時、場所は別途通知する。

②実施方法

提案者ごとに提案内容の説明を行う。（準備5分、発表20分、質疑10分 予定）

③その他

- ・提案書に記載のない新たな提案は認めない。
- ・本実施要領「6 優先交渉権者の選定方法（1）評価方法」を踏まえた内容を説明すること。
- ・パワーポイント等のプレゼンテーションソフトや、インターネットの利用も可能とするが、必要な機器等は提案者が用意すること。
- ・プレゼンテーションに参加する人数は、3名以内とすること。
- ・パソコンの持込み利用は可能とする。
- ・プロジェクター及びスクリーン（モニター）は本市が準備する。

(3) 優先交渉権者の決定

①選定委員が採点する全項目の評価点を合計した点数が1番高い提案者（1位）を優先交渉権者として選定し、2位の提案者を次点交渉権者とする。

②採点の結果、1位の提案者が複数あった場合は、同点の提案者の中から全選定委員の採点で高い順位を多く得た者から、優先交渉権者を決定する。なお、2位の提案者が複数あった場合は、同様の方式により、次点交渉権者を決定する。

③各評価項目の評価点を合計した点数が配点を合計した点数の6割に満たない場合は失格とする。

(4) 選定結果の通知

全提案者に対し、令和7年7月下旬に書面により審査結果を通知する。また、事業者決定後には優先交渉権者については当該交渉権者の名称及び評価結果を、次点交渉権者については評価結果を本市ホームページに公表する。

(5) その他

点数が1番高い提案者（1位）が契約を締結しない場合は、次点提案者から順次、契約交渉を行い、合意に達した者と契約を締結する。ただし、選定委員会が適切な者でないと判断した場合は、この限りではない。

7 スケジュール

募集から委託契約締結までの日程は次のとおり。

内 容	期 間 等
募集要領の公表	令和7年6月2日（月）13時から（本市ホームページ掲載）
質問の受付期限	令和7年6月16日（月）17時まで
質問の回答期限	令和7年6月20日（金）
参加意向申出書提出期限	令和7年6月27日（金）17時まで
参加資格確認結果通知	令和7年7月4日頃
企画提案書等提出期限	令和7年7月8日（火）17時まで
書面審査結果通知（提案者が4 者を超える場合）	令和7年7月15日（火）
優先交渉権者選定委員会の開 催	令和7年7月22日（火）から同月25日（金）までの間で 指定する日時
優先交渉権者選定結果の通知・ 公表	令和7年7月下旬
見積書の提出・委託契約締結	令和7年7月下旬

8 問合せ先

〒737-8501 呉市中央4丁目1-6

呉市役所市民部

市民窓口課戸籍グループ 担当 山根

電 話：（0823）25-3163

FAX：（0823）22-6705

E-mail：simin@city.kure.lg.jp

9 その他

- （1）企画提案に要する費用（企画提案書の作成に要する費用、旅費等々）は全てプロポーザル参加者の負担とする。
- （2）提案者が1者のみであっても、プレゼンテーションを実施する。
- （3）提出書類の著作権は提案者に帰属するが、本市が本プロポーザルに関する報告又は公表のために必要な場合は、提案者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製をすることができるものとする。
- （4）本市は、提出された書類を本プロポーザル以外の目的に使用しない。また、提出された書類は返却しない。
- （5）評価内容及び選定結果に対する問合せには一切応じない。
- （6）本件業務委託の実施において、市民サービスの低下と見なされる事象（事務誤り、業務遅延、市民とのトラブル等）が発生し、改善の見込みがなく、本件業務委託の目的である市民サービスの向上が著しく達成困難であると判断される場合には、協議の上、契約を中途解除

することがある。

- (7) 契約期間中、入力処理件数や来庁者数が著しく減少した場合、従事する人数や従事する時間数等を見直し、契約の変更を行う場合がある。
- (8) 本募集要領に規定されていない事項で必要があるときは、呉市役所市民部市民窓口課がその対応を決定する。